

# 火災原因調査体制の充実・強化について

自治省消防庁予防課

違反処理指導官 石川 増弘

## 1 はじめに

近年における火災の発生動向を見ると、毎年約56,000件で推移しており、このうち、約6割の約34,000件が建物火災で占められている。これらの火災の原因については、建物の形態や用途の多様化、火災発生機器のハイテク化などによって複雑化していることから、火災原因を特定できないケースが年々増加する傾向にある。

消防機関が行う火災調査は、その出火原因が何であったか、について調査し、この結果を火災予防・警防対策等に反映させなければならない。また、昨年7月の製造物責任法(PL法)の施行により、各種機器等からの出火に対しその責任の所在を問われるケースも多くなることが予想され、消防機関が行う火災調査結果に注目が集まることも考えられる。このように火災調査をとりまく環境も様変わりの状況であり、これらに的確に対応できるよう調査体制の充実を図っていく必要がある。ここでは、これまで火災調査体制充実について検討してきたことを中心に、当面の体制整備充実方策について述べることとする。

## 2 これまでの検討経緯とその内容

火災調査現場の現状は、消防業務の増大に伴い火災調査業務にも少なからず影響を与え、消防本部の規模等によっては調査の専任体制がとれないばかりか新技術や専門知識等を習得できない状況となっている。

また、火災調査には、類似の火災やこれに関連する情報が調査の迅速化・正確化を大きく左右するものと考えられる。

このようなことから、消防庁において平成5年度から3力年計画で火災原因調査体制の充実を図るため、「火災原因調査体制充実方策検討委員会(委員長平野敏右東京大学教授)」を設置し、検討を進めているところである。現在までの検討から得られた指摘事項は以下のとおりである。

- ①調査担当者の資質向上方策
- ②火災関連情報のデータベース化
- ③火災調査内容の専門化方向に対応できるような支援方策
- ④円滑な調査ができる調査資機材の整備

### 3 火災調査体制を充実させるための方策

#### (1) 消防本部における調査体制の強化策

##### a 火災調査規定等の整備充実

効率的な調査を行うためには、火災調査の目的、調査方針などについて明確にし、統制のとれた調査体制を確立する必要がある。

##### b 調査担当者の養成

火災調査は、「火災事象」そのものが広範にわたっていることから、高度な科学的知識を必要とする場面に遭遇するケースが多々あり、日頃からこれらの知識習得につとめる必要がある。

##### c 火災情報の収集

火災現場の状況や程度から発火源、着火物を特定することに苦慮するケースが多く、過去の類似火災事例が貴重な参考資料になることから、容易に情報入手できる火災関連情報の交換や関連文献等の収集、分析体制を確立しておく必要がある。

##### d 火災調査用資機材の整備

火災現場に残された資料からの確かな判断を行うには、調査用の機器・機材等により、出火原因に関連する証拠物を可能な限り多く収集し、検査・分析する検証が必要である。

##### e 火災調査相互応援の促進

火災形態が複雑化する中、特に小規模消防本部においては小規模であるが故に十分な対応ができないことも危惧されることから、近隣の消防本部と協調した調査体制が有効である。

#### (2) 適切な支援体制

##### a 調査担当者に対する専門的分野の研修

火災調査は、現場経験と知識とが相まって初めて成果が上がるものであって、学校教育のほか自己研鑽の場としての研修が必要とされている。

##### b 火災情報データベースの構築

火災情報等の関連情報を相互に関連づけることによって、火災調査業務の円滑化と担当者の資質向上にも寄与できるシステム構築が急がれている。

##### c 火災調査に関する技術的支援及び対応相談窓口

特異な火災事例が出現した場合、経験豊富な専門家の技術援助を得ることで迅速な対応が可能となる。また、火災調査結果にまつわる諸問題の対処方法などについての相談システムが必要とされている。

これらの支援事業については、現在、(財)消防科学総合センターが行うべく準備を進めており、既に研修の一部についてはスタートしている。

### 4 おわりに

火災原因調査体制の充実・強化は、現実の火災原因の動向、件数、対応状況など総合的な観点から検討し、情報や資質向上策などを有効に活用することによって、効率的な施策を講じられることが期待される。